証券コード　6550
平成30年６月12日

株　主　各　位

東京都港区六本木６丁目10番１号
Ｆｒｉｎｇｅ８１株式会社
代表取締役ＣＥＯ　田　中　　弦

第６回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第６回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月26日（火曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月27日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都港区虎ノ門２丁目９番16号
日本消防会館　５階　大会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第６期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第６期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　取締役９名選任の件
第２号議案　ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.fringe81.com）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社グループを取り巻く事業環境におきましては「2017年 日本の広告費」（株式会社電通 平成30年２月22日）によると、インターネット広告費（媒体費＋制作費）は４年連続で二桁成長し1.5兆円を超える市場となっております。その中でも運用型広告の成長による影響が大きく、運用型広告費は9,400億円と前年比127.3％の成長となり、媒体費全体４分の３を超えるに至りました。

このような環境のなかで、当社グループは、既存事業の成長を通じた高収益体質への転換を図るとともに、次の柱となる事業の立ち上げに着手いたしました。既存事業としては、広告代理サービス、メディアグロースサービスが好調に推移し、業績の成長に大きく寄与いたしました。次の柱となる事業としては、収益性が高く安定した収益（積上型、季節変動なし）が見込めるSaaS型ビジネス「Unipos」をリリースし導入拡大に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,340,924千円（前期比34.3％増）、営業利益は335,480千円（前期比258.8％増）、経常利益は327,874千円（前期比269.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は224,466千円（前期比165.7％増）となりました。

なお、当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、上記「事業の経過及び成果」につきましては、比較有用性の観点から当連結会計年度（平成30年３月期）の連結経営成績と前年度（平成29年３月期）の個別経営成績との増減比較を表示しておりますので、何卒ご了承くださいますようお願い申しあげます。

当社グループは「インターネット関連事業」の単一セグメントでありますが、セグメントを構成する主要サービスごとの売上高の状況は次のとおりであります。

a．広告代理サービス

広告代理サービスとしては、Google、Yahoo!、Facebook等の運営者から広告枠を買い付け、広告主及び広告代理店に販売をしております。

当連結会計年度は、既存顧客との取引拡大に努めるとともに、メディアグロースサービスで取り扱っている媒体である「docomo Ad Network」や「SmartNews」等、当社グループにおいて収益性の高い商品の販売を強化し、高収益体質となるよう取り組んでまいりました。

この結果、広告代理サービスの売上高は5,507,383千円となりました。

b．メディアグロースサービス

メディアグロースサービスとしては、アドネットワークの運営及びインターネットメディアの広告事業収益化にかかる業務支援をしております。

当連結会計年度は「docomo Ad Network」のプロダクト開発及び販売強化を通じたアドネットワークの売上成長や「SmartNews」の販売強化により、受領するレベニューシェアの増加に努めてまいりました。

この結果、メディアグロースサービスの売上高は670,633千円となりました。

c．ソリューションサービス

ソリューションサービスとしては、主にインターネット広告を配信される広告主向けに、広告戦略の意思決定のサポートとなる分析や、広告運用の工数を削減できる自社開発のソフトウェア等のソリューションの提供をしております。

当連結会計年度は、既存の顧客層に継続的に利用いただくことに努めてまいりました。

この結果、ソリューションサービスの売上高は139,135千円となりました。

d．ウェブサービス

ウェブサービスとしては、HR Tech（テクノロジーを活用して人事領域の課題解決を行うサービス）領域において相互評価・賞賛のためのサービス「Unipos」等を提供しております。

当連結会計年度は、平成29年６月より提供を開始した「Unipos」の導入拡大に努めてまいりました。リリース後、アカウント数は順調に増加しており、数百人規模の大企業にも導入いただくなど成長を続けております。

この結果、ウェブサービスの売上高は23,772千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は7,828千円で、その主なものは電子機器の購入によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社は、平成29年６月27日付で東京証券取引所マザーズ市場へ上場するにあたり、公募増資により108,800株の新株式を発行し、260,249千円の資金調達を行いました。また、上場に伴う第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）により39,000株の新株式を発行し、93,288千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、平成29年12月27日を効力発生日として、当社が提供するサービスの西日本における事業を、Fringe West株式会社に承継させる新設分割を行いました。

また、平成29年12月28日を効力発生日として、当社製品「Unipos」に関連する事業を、Unipos株式会社に承継させる新設分割を行いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第３期 (平成27年３月期)	第４期 (平成28年３月期)	第５期 (平成29年３月期)	第６期 (当連結会計年度) (平成30年３月期)
売上高（千円）	－	－	－	6,340,924
経常利益（千円）	－	－	－	327,874
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	－	－	－	224,466
１株当たり当期純利益（円）	－	－	－	93.29
総資産（千円）	－	－	－	2,670,106
純資産（千円）	－	－	－	1,210,587
１株当たり純資産（円）	－	－	－	494.10

（注）第６期より連結計算書類を作成しているため、第５期以前の各数値については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 3 期 (平成27年３月期)	第 4 期 (平成28年３月期)	第 5 期 (平成29年３月期)	第 6 期 (当事業年度) (平成30年３月期)
売　上　高（千円）	2,413,954	4,519,528	4,721,867	6,228,285
経　常　利　益（千円）	△69,731	△54,188	88,716	313,059
当　期　純　利　益（千円）	△100,181	△55,219	84,465	215,002
１株当たり当期純利益　（円）	△47.57	△24.06	36.80	89.35
総　資　産（千円）	1,291,833	1,622,550	1,914,704	2,668,006
純　資　産（千円）	602,002	546,782	631,248	1,201,123
１株当たり純資産　（円）	△62.27	△86.33	274.99	490.24

(3) 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
Ｕｎｉｐｏｓ株式会社	10,000千円	100.0%	HRテック領域等におけるウェブサービスの提供等
Fringe West株式会社	5,000千円	100.0%	インターネット広告技術の開発/コンサルティング HRテック領域等におけるウェブサービスの提供等

（注）　平成29年12月27日付でFringe West株式会社を、平成29年12月28日付でUnipos株式会社を新たに設立したことにより、両社を連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

① 新しい技術・事業モデルへの対応

当社グループは、創業以来激変するデジタルマーケティング市場の動向をとらえ、新しい技術の獲得・確立及び新たな収益機会を見出し、事業を創造してまいりました。今後においても、下記のデジタルマーケティング市場の特性をとらえ、さらなる技術・事業モデルの進化を必須の課題と位置づけ、取り組んでまいります。

a．PCからスマートフォンへとインターネット広告の主戦場が移っていく中、インターネットユーザーの動向の変化に機動的に対応する必要があること

b．新しいスマートフォンメディアが次々と立ち上がるなど、市場や業界の特性が変わり続けていること

事業及び上記のトレンドを踏まえ、当社グループはデジタルマーケティング市場において、勃興するインターネットメディアに収益機会を提供し成長を促すとともに、広告主にとっても安心して出稿できる媒体を育成していくサイクルを、自社にて一気通貫で提供することを目指しております。具体例としては、当社グループは「docomo Ad Network」を通じ媒体への収益機会を提供することに加え、「docomo Ad Network」を広告主のマーケティングに活用いただくことで広告効果を最適化するといった、媒体と広告主の架け橋となるビジネスが挙げられます。今後に向けても、当社グループが一体として広告代理、メディアグロース等のサービスを提供し、各サービスを通じ得られた情報を他のサービスの成長に速やかに展開することで、技術や事業の動向に対応してまいります。また、株式会社D2C等、事業によっては外部のパートナーと提携し、早期の事業立ち上げにつなげております。

② 研究開発力の強化

当社グループのあらゆる事業において技術力は必須であり、技術力は当社グループの競争力に直結します。

当社グループのインターネット広告サービスは広告主や媒体社を取引先としたBtoBのビジネスであり、サービスが停止することが顧客の事業に直接的な悪影響を与えかねないことから、サービスの品質・安定性を支えるための技術力は極めて重要です。当社グループは10年以上にわたりトラブルの少ないシステムの提供を続けてきており、かかるシビアな環境における技術力の蓄積があるものと認識しております。今後も安定したサービスの提供に向け技術力を磨いていく必要があります。

また、当社グループは創業以来様々な事業を創造し、育成してまいりましたが、これまでにないユニークなサービスをスピーディーに立ち上げ、成功させるためにも高い技術力は必須で

す。そのため、技術陣の育成に努め技術力向上に尽力しているほか、新しい技術力を取り入れ競争力の維持に努めております。また、新規事業立ち上げに際しては技術陣と営業部隊とが部門横断的なチームを形成し、社内外のニーズを適切に反映した製品の開発につなげてまいります。

③　顧客基盤の充実

前述の通り、当社グループの事業が多岐にわたることから、当社グループの顧客も広告主、媒体社、ウェブサービスの利用者と多様であります。良質なサービスの立ち上げ、積極的な販売活動、効率的なマーケティングを通じそれぞれの領域における顧客基盤を拡充していくことが成長のためには不可欠であります。

広告主の基盤強化にあたり、当社グループは従前からの顧客との関係深化に努めており、顧客の信頼に基づきより多くの広告予算を運用できるよう努めております。また、「docomo Ad Network」等の新規サービスの立ち上げに際してはサービスに親和性の高い顧客を新たに獲得し、顧客基盤のさらなる充実に努めております。

媒体社の多様性はアドネットワークの収益にとって重要な意味を持ちます。広告を表示する上での広告枠の総量（在庫）がそれぞれの媒体の規模により決まるため、十分な在庫が確保できれば広告主の予算消化がしやすくなり、媒体社の広告収入も増加します。

④　人材の確保・育成について

当社グループの持続的な発展のためには、優秀な人材の確保が必要であります。このため、優秀な人材の採用を強化することはもちろんのこと、優秀な人材の流出を防ぐとともに、新しい人材を育成する教育制度の整備に努めてまいります。

⑤　内部管理体制の強化について

当社グループは、今後もより急速な事業拡大を見込んでおり、求められる機能も急速に拡大しております。財務、経理、人事、広報等の内部管理部門のそれぞれの分野でコア人材となりうる高い専門性や豊富な経験を有している人材の採用を検討するとともに、更なる内部管理体制の強化を図ることで、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当社グループは「インターネット関連事業」の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

構成する主要サービスの概要及び売上高は「１．企業集団の現況　(1) 当事業年度の事業の状況　①　事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年３月31日現在）

①　当社

本社：東京都港区

②　子会社

Unipos株式会社	本社：東京都港区
Fringe West株式会社	本社：大阪府大阪市

(7) 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
98 (62) 名	－

（注）１．使用人数は正社員数であり、契約社員、アルバイト及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．当社グループは「インターネット関連事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。
３．当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
92（51）名	12名増（10名増）	30.5歳	3.0年

（注） 使用人数は正社員数であり、契約社員、アルバイト及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	339,964千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　9,000,000株
② 発行済株式の総数　2,450,100株
③ 株主数　914名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
田中弦	1,146,600株	46.79%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	237,300	9.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	147,300	6.01
株式会社サイバー・コミュニケーションズ	138,500	5.65
大和証券株式会社	69,300	2.82
野村信託銀行株式会社（投信口）	68,000	2.77
電通デジタル投資事業有限責任組合	49,600	2.02
ＴＢＳイノベーション・パートナーズ１号投資事業組合	44,700	1.82
山岸広太郎	30,000	1.22
松井証券株式会社	26,600	1.08

（注）１．発行済株式の総数は、平成29年６月27日付で東京証券取引所マザーズ市場へ上場するにあたり、公募増資により108,800株、第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）により39,000株増加いたしました。また、新株予約権の行使により、6,800株増加しております。
２．大株主の持株比率は自己株式（33株）を控除して計算しております。
３．平成30年３月15日付でレオス・キャピタルワークス株式会社より当社株式に係る大量保有報告書が関東財務局長に提出されております。当該大量保有報告書において、平成30年３月９日現在で同社が296,800株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	発行価額	行使時の払込金額	行使の条件	権利行使期間
第１回新株予約権	1,422個	142,200株	(注) 1	1株当たり 200円	(注) 2	平成27年４月16日から 平成35年４月12日まで
第２回新株予約権	280個	28,000株	(注) 1	1株当たり 570円	(注) 2	平成28年８月31日から 平成36年８月29日まで
第３回新株予約権	24,000個	24,000株	(注) 1	1株当たり 2,014円	(注) 2	平成30年９月４日から 平成38年９月２日まで
第４回新株予約権	500個	500株	(注) 1	1株当たり 2,014円	(注) 2	平成30年10月21日から 平成38年９月２日まで

(注) 1．新株予約権と引換えに払い込みは要しないこととしております。

2．新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使は「新株予約権の取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとします。

(2) 新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとします。

(3) その他の条件は「新株予約権割当契約書」において定めるところによります。

3．平成28年９月２日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。第１回及び第２回新株予約権の目的となる株式の数及び行使時の払込金額は、当該株式分割により調整されております。

② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	取締役（社外取締役を除く）		社外取締役		監査役	
	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数	新株予約権の数及び目的となる株式の数	保有者数
第１回新株予約権	640個 (64,000株)	2名	20個 (2,000株)	1名	-	-
第２回新株予約権	208個 (20,800株)	1名	-	-	20個 (2,000株)	1名
第３回新株予約権	-	-	-	-	4,000個 (4,000株)	2名
第４回新株予約権	-	-	-	-	-	-

③ 当事業年度中に当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	田中　弦	
取締役	松島　稔	Unipos株式会社　取締役 株式会社Oneteam　社外取締役
取締役	東山　友	
取締役	川崎隆史	
取締役	川崎裕一	スマートニュース株式会社　執行役員
取締役	占部伸一郎	株式会社コーポレイトディレクション パートナー
取締役	小柳肇	株式会社電通　ビジネスプロセスマネジメント局　業務推進室長
常勤監査役	山田琴江	
監査役	山田啓之	エイジックス株式会社　代表取締役
監査役	河本茂行	烏丸法律事務所　パートナー

（注）１．取締役川崎裕一氏、占部伸一郎氏及び小柳肇氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役山田琴江氏、監査役山田啓之氏及び河本茂行氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役山田琴江氏及び監査役山田啓之氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役山田琴江氏は、公認会計士の資格を有しております。
・監査役山田啓之氏は、税理士の資格を有しております。
４．当社は、取締役占部伸一郎氏及び監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

区分	員数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	6名 (2)	91,491千円 (4,200)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	9,891 (9,891)
合計 （うち社外役員）	9 (5)	101,382 (14,091)

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成28年６月15日開催の第４回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議されております。

２．監査役の報酬限度額は、平成29年６月28日開催の第５回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議されております。

３．取締役の員数は、無報酬の社外取締役１名を除いております。

④ 社外役員に関する事項

ａ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役川崎裕一氏は、スマートニュース株式会社の執行役員であります。スマートニュース株式会社と当社との間には、広告媒体の販売に関する業務提携の関係があります。

・取締役占部伸一郎氏は、株式会社コーポレートディレクションのパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役小柳肇氏は、株式会社電通のビジネスプロセスマネジメント局の業務推進室長であります。株式会社電通と当社との間には、広告媒体の販売の取引関係があります。

・監査役山田啓之氏は、エイジックス株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役河本茂行氏は、烏丸法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

b．当事業年度における主な活動状況

	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取締役　川　崎　裕　一	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会において、インターネットビジネス全般に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。
取締役　占　部　伸一郎	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、経営に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。
取締役　小　柳　肇	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会において、インターネットビジネス全般に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、適宜発言を行っております。
監査役　山　田　琴　江	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また、監査役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　山　田　啓　之	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また、監査役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　河　本　茂　行	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに、また、監査役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,400千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,400

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）として、コンフォートレターの作成業務を委託し、その対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a．取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督します。

b．取締役会は、「取締役会規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款及び定められた規程に従い、業務を執行します。

c．取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制確立に努め、コンプライアンスに関する規程の制定及びコンプライアンス体制に関する社内組織の設置、変更等について決定します。

d．取締役会の監督機能を強化するため、業務を執行しない社外取締役を選任します。

e．取締役の業務執行が法令、定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施します。

f．経営管理部は内部監査を計画し、各事業グループの業務を監査し、代表取締役及び取締役会に報告します。経営管理部が監査対象の場合は、経営管理部以外の部門が客観的に内部監査業務を行うこととします。

g．取締役、使用人は法令違反行為、倫理上問題のある行為、規程違反等コンプライアンス上問題のある行為を発見した場合には、「内部通報規程」に基づき速やかに報告することとします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a．取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めの他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築しております。

b．保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持しております。

③　当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危機の管理に関する体制は、社内外の情報が集まるリスク・コンプライアンス委員会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行っております。また、必要に応じて各部門の担当者を取締役会に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告が実施されております。

④　当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月１回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行っております。

ｂ．業務執行に関しては、社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行っております。

⑤　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」等の諸規程を定め、これに沿って子会社の取締役等の職務の執行状況を報告する体制を構築しております。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助する使用人として、必要な人員を配置します。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

ａ．監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。

ｂ．監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、代表取締役の指揮命令は受けないものとしております。

ｃ．前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

⑧　取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

a．監査役は、取締役会に出席して重要事項等の報告を受けております。

b．取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。

⑨　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a．当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取り扱いを行ってはならないものとしております。

b．前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底しております。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

a．監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有します。

b．監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支出するものとします。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a．代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとします。

b．監査役は定期的に会計監査人、内部監査部門と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会については、定例取締役会を12回、臨時取締役会を６回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。

② 当社は内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告いたしました。

③ 当社は役員及び使用人に対し、インサイダー取引防止及びコンプライアンス研修を実施し、法令遵守意識の定着に努めております。

④ 監査役は、取締役会及び経営の重要な会議に出席しております。また、定期的に代表取締役との間で意見交換を行っております。

⑤ 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と監査における状況または課題について定期的に意見交換を行っております。

４．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成30年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,934,763**	**流動負債**	**1,399,546**
現金及び預金	521,747	買掛金	794,431
売掛金	1,353,737	短期借入金	220,000
前払費用	39,744	1年内返済予定の長期借入金	59,992
繰延税金資産	8,138	未払金	71,401
その他	11,664	未払費用	42,925
貸倒引当金	△269	未払法人税等	122,374
固定資産	**735,343**	前受金	8,544
有形固定資産	**157,464**	預り金	13,946
建物	135,758	その他	65,931
工具、器具及び備品	21,706	**固定負債**	**59,972**
無形固定資産	**343,942**	長期借入金	59,972
商標権	13	**負債合計**	**1,459,518**
のれん	7,375	**(純資産の部)**	
ソフトウエア	331,006	**株主資本**	**1,210,587**
ソフトウエア仮勘定	5,546	**資本金**	**512,418**
投資その他の資産	**233,936**	**資本剰余金**	**592,618**
投資有価証券	29,999	**利益剰余金**	**105,687**
敷金及び保証金	188,410	**自己株式**	**△135**
繰延税金資産	15,525	**純資産合計**	**1,210,587**
資産合計	**2,670,106**	**負債純資産合計**	**2,670,106**

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**6,340,924**
売上原価		**4,780,417**
売上総利益		**1,560,506**
販売費及び一般管理費		**1,225,025**
営業利益		**335,480**
営業外収益		
受取利息	4	
その他	1,346	1,350
営業外費用		
支払利息	2,074	
株式交付費	5,054	
支払手数料	1,790	
その他	37	8,956
経常利益		**327,874**
税金等調整前当期純利益		**327,874**
法人税、住民税及び事業税	112,853	
法人税等調整額	△9,446	103,407
当期純利益		**224,466**
親会社株主に帰属する当期純利益		**224,466**

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	334,913	415,113	△118,779	－	631,248
当連結会計年度変動額					
新株の発行	177,504	177,504			355,008
親会社株主に帰属する当期純利益			224,466		224,466
自己株式の取得				△135	△135
当連結会計年度変動額合計	177,504	177,504	224,466	△135	579,339
当連結会計年度末残高	512,418	592,618	105,687	△135	1,210,587

	純資産合計
当連結会計年度期首残高	631,248
当連結会計年度変動額	
新株の発行	355,008
親会社株主に帰属する当期純利益	224,466
自己株式の取得	△135
当連結会計年度変動額合計	579,339
当連結会計年度末残高	1,210,587

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,928,524**	**流動負債**	**1,406,910**
現金及び預金	391,747	買掛金	794,431
売掛金	1,348,381	短期借入金	220,000
前払費用	39,744	1年内返済予定の長期借入金	59,992
短期貸付金	130,000	未払金	85,873
繰延税金資産	8,138	未払費用	42,925
その他	10,782	未払法人税等	117,024
貸倒引当金	△269	前受金	8,544
固定資産	**739,481**	預り金	13,946
有形固定資産	**157,464**	その他	64,173
建物	135,758	**固定負債**	**59,972**
工具、器具及び備品	21,706	長期借入金	59,972
無形固定資産	**299,192**	**負債合計**	**1,466,882**
商標権	13	(純資産の部)	
のれん	7,375	**株主資本**	**1,201,123**
ソフトウエア	286,665	**資本金**	**512,418**
ソフトウエア仮勘定	5,138	**資本剰余金**	**592,618**
投資その他の資産	**282,823**	資本準備金	507,418
投資有価証券	29,999	その他資本剰余金	85,200
関係会社株式	48,887	**利益剰余金**	**96,222**
敷金及び保証金	188,410	その他利益剰余金	96,222
繰延税金資産	15,525	繰越利益剰余金	96,222
		自己株式	**△135**
		純資産合計	**1,201,123**
資産合計	**2,668,006**	**負債純資産合計**	**2,668,006**

損 益 計 算 書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**6,228,285**
売上原価		**4,707,282**
売上総利益		**1,521,003**
販売費及び一般管理費		**1,200,397**
営業利益		**320,605**
営業外収益		
受取利息	64	
その他	1,346	1,410
営業外費用		
支払利息	2,074	
株式交付費	5,054	
支払手数料	1,790	
その他	37	8,956
経常利益		**313,059**
税引前当期純利益		**313,059**
法人税、住民税及び事業税	107,503	
法人税等調整額	△9,446	98,057
当期純利益		**215,002**

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	334,913	329,913	85,200	415,113	△118,779	△118,779	－	631,248
当期変動額								
新株の発行	177,504	177,504		177,504				355,008
当期純利益					215,002	215,002		215,002
自己株式の取得							△135	△135
当期変動額合計	177,504	177,504	－	177,504	215,002	215,002	△135	569,874
当期末残高	512,418	507,418	85,200	592,618	96,222	96,222	△135	1,201,123

	純資産合計
当期首残高	631,248
当期変動額	
新株の発行	355,008
当期純利益	215,002
自己株式の取得	△135
当期変動額合計	569,874
当期末残高	1,201,123

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月15日

Fringe81株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奥見　正浩　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢部　直哉　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、Fringe81株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスク評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Fringe81株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月15日

Fringe81株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奥見　正浩　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢部　直哉　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、Fringe81株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスク評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第６期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月16日

Ｆｒｉｎｇｅ８１株式会社　監査役会

常勤社外監査役　山田　琴江　㊞

社外監査役　山田　啓之　㊞

社外監査役　河本　茂行　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため２名を増員し、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	田中（たなか） 弦（ゆづる） （昭和51年４月24日）	平成11年４月　ソフトバンク㈱　入社 平成11年10月　ネットイヤーグループ㈱　入社 平成13年10月　㈱コーポレイトディレクション　入社 平成16年５月　㈱ネットエイジ　入社　執行役員 平成17年４月　㈱RSS広告社（現 当社）設立　代表取締役 平成25年７月　当社　代表取締役（現任）	1,146,600株
2	松島（まつしま） 稔（みのる） （昭和57年８月24日）	平成18年４月　㈱ネットエイジ　入社 平成19年11月　㈱RSS広告社（現 当社）　入社 平成25年７月　当社　取締役（現任） 平成29年９月　㈱Oneteam　社外取締役（現任） 平成30年３月　Unipos㈱　取締役（現任）	18,900株
3	東山（ひがしやま） 友（ゆう） （昭和52年11月25日）	平成10年４月　日本SE㈱　入社 平成17年６月　㈱ネットエイジ　入社 平成20年４月　㈱RSS広告社（現 当社）　入社 平成28年１月　当社　取締役（現任）	18,900株
4	川崎（かわさき） 隆史（たかし） （昭和50年11月７日）	平成12年４月　㈱コーポレイトディレクション　入社 平成18年３月　野村證券㈱　入社 平成22年７月　三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱　入社 平成26年８月　当社　入社 平成28年１月　当社　取締役（現任）	－

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	川崎 裕一（かわさき ゆういち） （昭和51年12月20日）	平成11年４月　日本シスコシステムズ㈱　入社 平成12年４月　ネットイヤーグループ㈱　入社 平成16年８月　㈱はてな　入社 平成16年12月　同社　取締役副社長 平成22年２月　㈱kamado設立　代表取締役社長 平成25年１月　㈱ミクシィ　執行役員 平成25年６月　同社　取締役 平成25年７月　当社　社外取締役（現任） 平成26年８月　スマートニュース㈱　執行役員（現任）	－
6	占部 伸一郎（うらべ しんいちろう） （昭和53年８月17日）	平成13年４月　㈱コーポレイトディレクション　入社 平成17年12月　三菱商事㈱　出向 平成24年１月　㈱コーポレイトディレクション　パートナー（現任） 平成28年１月　㈱当社　社外取締役（現任）	－
7	小柳 肇（こやなぎ はじめ） （昭和40年９月13日）	昭和63年４月　㈱電通　入社 平成25年２月　㈱サイバー・コミュニケーションズ出向 平成26年４月　同社　取締役最高財務責任者兼コーポレート・ディビジョン・マネージャー 平成26年６月　同社　代表取締役副社長最高財務責任者 平成28年11月　㈱電通　デジタルプラットフォームセンター兼オペレーション業務マネジメント室局長補 平成28年12月　当社　社外取締役（現任） 平成29年３月　㈱電通　ビジネスプロセスマネジメント局業務推進室長（現任）	－

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8	※ 菅原（すがわら）　敬（けい） （昭和44年8月13日）	平成８年５月　アンダーセンコンサルティング　入社 平成12年１月　アーサー・D・リトル（ジャパン）㈱　入社 平成13年９月　㈱アイスタイル　取締役（現任） 平成20年２月　㈱コスメ・コム　代表取締役 平成24年５月　istyle Global（Hong Kong）Co., Limited　代表取締役 平成24年10月　istyle China Co., Limited　董事 平成26年11月　㈱アイスタイルキャピタル　代表取締役（現任） 平成27年６月　istyle International Trading（Hong Kong）Co., Limited　取締役（現任） 平成27年７月　㈱アイスタイルトレーディング　取締役（現任） 平成27年９月　istyle Global（Singapore）Pte. Limited　代表取締役（現任） 平成28年６月　㈱iSGSインベストメントワークス　取締役（現任） 平成28年10月　istyle Retail（Hong Kong）Co., Limited　董事（現任） 平成29年２月　㈱tsumug　取締役（現任） 平成29年３月　Hermo Creative(M)Sdn. Bhd.　取締役（現任） 平成29年７月　i-TRUE Communications Inc.　董事（現任） 平成29年７月　istyle USA, Inc.　代表取締役（現任） 平成29年７月　MUA Inc.　代表取締役（現任） 平成30年４月　istyle Retail（Thailand）Co., Limited　取締役（現任）	－

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
9	※ 高橋（たかはし）　理人（まさと） （昭和34年４月24日）	昭和57年４月　㈱リクルート　入社 平成19年９月　楽天㈱　入社 平成23年10月　同社　常務執行役員 平成24年２月　㈱ファイントレーディング　代表取締役社長 楽天仕事紹介㈱　代表取締役社長 楽天マート㈱　取締役 平成24年８月　㈱シェアリー　取締役 平成24年９月　楽天イー・モバイル㈱　取締役 平成25年１月　楽天リカー㈱　取締役 平成25年６月　㈱LIFULL　社外取締役（現任） 平成26年12月　楽天オークション㈱　代表取締役社長 平成29年１月　㈱マッシュプラス　代表取締役（現任）	－

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。

２．候補者川崎裕一氏はスマートニュース株式会社の執行役員であり、当社は同社との間に広告媒体の販売に関する取引があります。候補者小柳肇氏は株式会社電通のビジネスプロセスマネジメント局業務推進室長であり、当社は同社との間に広告媒体の販売に関する取引があります。また、候補者高橋理人氏は株式会社マッシュプラスの代表取締役であり、当社は同社との間に経営に関する助言の委託業務に関する取引があります。なお、その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．川崎裕一氏、占部伸一郎氏、小柳肇氏、菅原敬氏及び高橋理人氏は、社外取締役候補者であります。

４．川崎裕一氏、占部伸一郎氏、小柳肇氏、菅原敬氏及び高橋理人氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

（１）川崎裕一氏を社外取締役候補者とした理由は、事業会社における豊富な知識と経験を有しており、現に当社経営に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、候補者としました。

なお、同氏は平成25年７月より当社社外取締役を務めており、その在任期間は本総会終結の時をもって４年11ヶ月となります。

（２）占部伸一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、経営コンサルタントとしての豊富な知識と経験を有しており、現に当社経営に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、候補者としました。

なお、同氏は平成28年１月より当社社外取締役を務めており、その在任期間は本総会終結の時をもって２年５ヶ月となります。

（3）小栁肇氏を社外取締役候補者とした理由は、事業会社における豊富な知識と経験を有しており、現に当社経営に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、候補者としました。
なお、同氏は平成28年12月より当社社外取締役を務めており、その在任期間は本総会終結の時をもって１年６ヶ月となります。
（4）菅原敬氏を社外取締役候補者とした理由は、事業会社における豊富な知識と経験を有しており、社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、候補者としました。
（5）高橋理人氏を社外取締役候補者とした理由は、事業会社における豊富な知識と経験を有しており、社外取締役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、候補者としました。

5．当社は、占部伸一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、菅原敬氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

第２号議案　ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に割り当てる新株予約権については、取締役に対する金銭でない報酬等に該当するものとして、ストックオプション報酬として発行する新株予約権の額を、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正な価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額とすることにつき併せてご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役の報酬額は、平成28年６月15日開催の第４回定時株主総会において年額200百万円以内とする旨ご承認をいただいておりますが、当該報酬とは別枠で、ご承認をお願いするものであります。

また、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役は９名（うち、社外取締役５名）となります。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること等を目的とするものであります。

２．新株予約権割当の対象者

当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

３．本株主総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式25,000株（うち、社外取締役に対する割り当てについては1,000株）を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第２項第１号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権の目的たる株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

250個（うち、社外取締役に対する割り当てについては10個）を上限とする。

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前項(1)に定める調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額は、株式分割の場合は会社法第183条第２項第１号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額は、株式の発行又は自己株式の処分のための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は自己株式の処分の効力発生日（会社法第209条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から２年を経過した日より８年以内とする。

ただし、行使期間の最終日が会社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。

ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

③ 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について、会社が本新株予約権を取得することができる事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。

ただし、会社が特に行使を認めた場合は、この限りでない。

(7) 会社が本新株予約権を取得することができる事由

会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得

する本新株予約権を決定するものとする。

① 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

② 会社の発行済株式の総数の50％以上を保有する株主（複数名で50％以上の持株比率となる場合を含む。）が、各自が保有する会社の株式の全てを株主のいずれか又は第三者に売却するべきことについて書面で同意した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

③ 会社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の３第１項に定義するものを意味する。）を会社が承認した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

④ 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

ａ．会社又は子会社（会社法第２条第３号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役。

ｂ．会社又は子会社の使用人。

ｃ．顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者。

⑤ 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

ａ．権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。

ｂ．権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

ｃ．権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合。

ｄ．権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。

ｅ．権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。

ｆ．権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。

g．権利者につき解散の決議が行われた場合。
h．権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
ｉ．権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反したと会社が判断した場合。

⑥　権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
a．権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合。
b．権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合。

(8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権を行使した際に生じる１株に満たない端数の取り決め
本新株予約権の行使により権利者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権に関するその他の事項
新株予約権に関するその他の事項については、委任に基づき募集事項を決定する当社取締役会の決議において定める。

以上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都港区虎ノ門２丁目９番16号
日本消防会館　５階　大会議室
電話（03）3503－1486

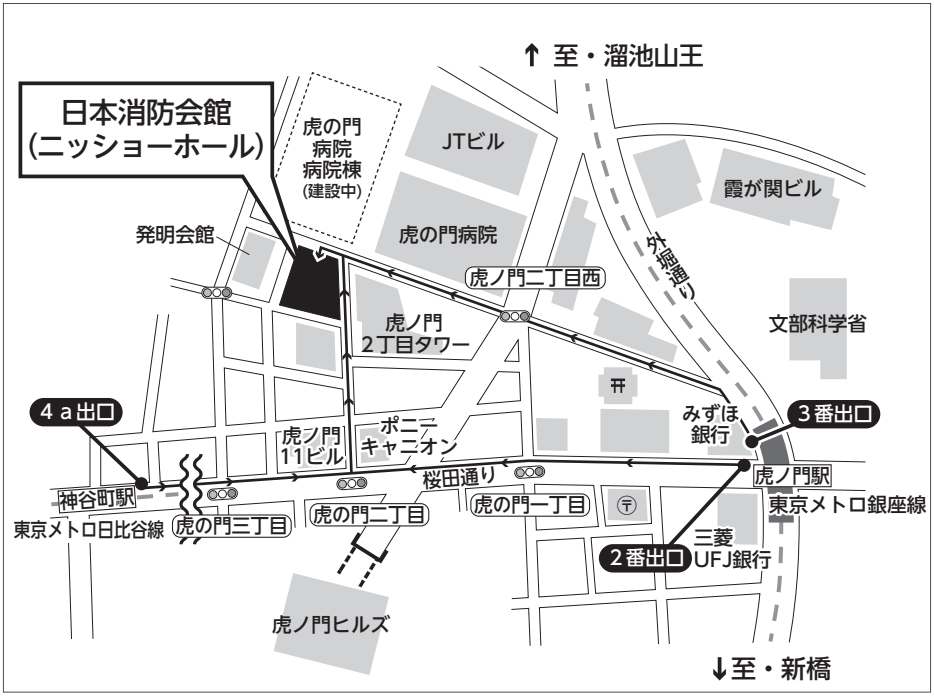

地下鉄　銀 座 線　虎ノ門駅下車　２番・３番出口徒歩５分
日比谷線　神谷町駅下車　４ａ出口徒歩10分

お願い：駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。